

ちばしんきん経営者会会則

令和2年7月

ちばしんきん経営者会

ちばしんきん経営者会会則

(名 称)

第1条 この会は、ちばしんきん経営者会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の情報交換と経営問題についての勉強会等各種事業を通じて、新しい時代の経営環境に適応できる会員の経営力の向上と、その企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 勉強会、講演会、視察会の開催
- (2) 研修会の実施
- (3) 参考図書配布及び各種ビジネス情報の提供
- (4) 会員の経営力の向上に資する各種コンサルティングの実施
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 この会の事務局は、千葉信用金庫（千葉市中央区中央2丁目4番1号）に置く。

2. この会の各種事業を行うにあたっては、その円滑な遂行を図るために、千葉信用金庫の各営業店職員が協力する。

(事業年度)

第5条 この会の事業年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。

(会 員)

第6条 この会の会員は、千葉信用金庫と取引のある事業者で、第2条の目的に賛同する経営者及び後継者とする。

2. 会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等、その他これに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないものとする。
3. 会員は、会員自らがまたは第三者を利用して、次の各号の一つでも該当する行為を行わないものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為

(入 会)

第7条 入会にあたっては、千葉信用金庫の営業店長の推薦を必要とする。営業店長は推薦書を事務局に提出し、事務局の承認を得るものとする。

(会 費)

- 第8条 この会の会員は、次の会費を納入する。会費は、年額 10,000 円とする。
なお、会費納入は、毎年 6 月 1 日現在の会員を対象とする。
2. 必要に応じて臨時会費を納入することができる。

(役員の数)

- 第9条 この会には、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 6 名以内
 - (3) 監 事 2 名
 - (4) エリア幹事 12 名以内
 - (5) 会 計 1 名 (事務局で担当)

(役員を選任)

- 第10条 前条に定める役員を選任は、次により行なう。
- (1) 会長及び副会長、監事、エリア幹事は、会員の中から事務局で指名推薦し、総会で承認を得るものとする。
 - (2) 前項により選任された役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員職務)

- 第11条 会長はこの会を統括し、この会を代表する。また、会議の議長を務める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、副会長の互選により代行する。
 3. 監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
 4. 役員は、会議に参加し、この会の事業の円滑な運営に努める。

(顧 問)

- 第12条 この会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、第 11 条に定める役員のうち、退任となる者の中から事務局で推薦し、総会で承認を得るものとする。
 3. 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
 4. 顧問は、経験を活かし、会の業務運営を円滑に行うため役員に対して助言する。

(役員会)

- 第13条 会長は会の運営にあたり、随時役員会を招集することができる。
2. 役員会は、役員半数以上の出席をもって成立する。
 3. 顧問は役員会に出席し、意見を述べるることができる。

(総 会)

- 第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年7月に開催する。

(総会の議事)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 総会は、委任状による出席を含む会員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって議決する。
3. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 役員承認
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定
 - (4) 事業報告及び収支決算承認
 - (5) その他この会の運営に関する重要な事項

(退 会)

第17条 会員が退会する場合は、退会届を事務局に提出しなければならない。
なお、退会した場合、既に納入した会費等は返還しない。

(除 名)

第18条 会員が次の各号に該当した場合は、役員会は役員議決に基づき除名することができる。ただし、議決前にこの会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会の名誉を毀損したとき
 - (2) 会員間の信頼関係を毀損したとき
 - (3) 会員としてふさわしくない言動をなしたとき
2. 除名された会員には、書面をもって通知する。
 3. 上記1の規定にかかわらず、総会議決により、除名することができる。
 4. 第6条第2項または第6条第3項に違背することが判明した場合は総会議決により、除名することができる。

(慶弔金等の支給)

第19条 会員に対する慶弔金、見舞金等についての基準は、次の通りとする。

- (1) 会員の結婚 10,000円
- (2) 会員の弔慰金 10,000円
- (3) 前項の外、必要あるときは、会長及び事務局の協議により、これを支給することができる。

(その他)

第20条 会則に定めのない事項は、役員会と事務局で協議のうえ決定する。

付 則

1. 本会則は、平成 2 年 6 月 20 日より施行する。
2. 平成 14 年 7 月 5 日 改定
3. 平成 15 年 7 月 2 日 改定
4. 平成 16 年 7 月 13 日 改定
5. 平成 19 年 7 月 12 日 改定
6. 平成 21 年 7 月 15 日 改定
7. 平成 22 年 7 月 14 日 改定
8. 平成 28 年 7 月 13 日 改定
9. 令和 2 年 7 月 15 日 改定